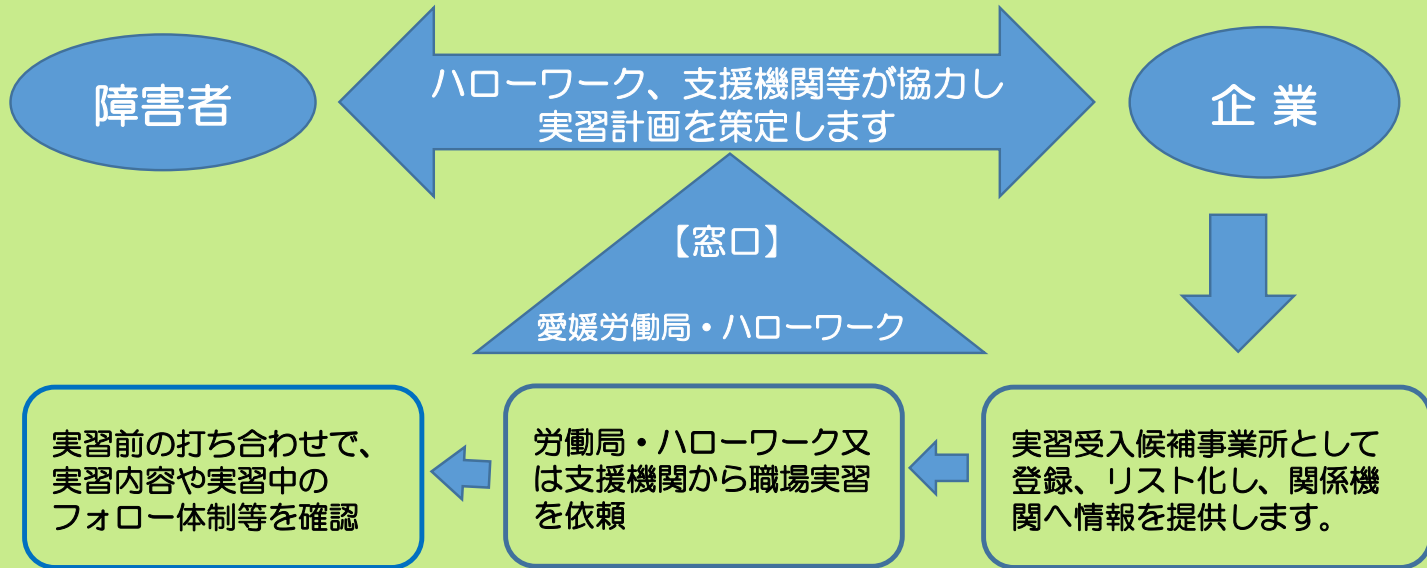


障害者に対する職場実習のご案内

愛媛労働局及びハローワークでは障害者の雇用促進のため、企業の皆さまに対し、障害者の職場実習受入れをお願いしています。実習希望の障害者の方を労働局、ハローワーク等からご案内します。



| | |
|-------------|--|
| 実習対象者 | ハローワークに求職登録している障害者で、障害者就労支援機関等を利用している方 |
| 実習日数 | 3日から10日の間（1週間から1か月の期間で設定） |
| 実習時間 | 1日3時間から当該事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定 |
| 実習内容 | 危険な作業を伴わないもの |
| 指導者の選任 | 実習のための指導者を選任していただきます |
| 賃金などの支払 | 実習のため、賃金、通勤手当など支払いはありません |
| 傷害、損害賠償責任保険 | 就労支援機関もしくは愛媛労働局において、実習中の事故等に備えた保険に加入します |
| その他 | 要件によっては、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構へ、障害者職場実習等支援事業の受入謝金を申請できる場合があります。詳細につきましては機構のホームページをご覧ください。 https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/s_syokubajisyu_jigyo/sub04_syokubajisyu.html |

職場実習入力フォーム

ご協力いただける企業様は
受入回答票フォームより送信ください。



<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou38/ehimetaisaku>

職場実習の受け入れ・障害者雇用 についてお気軽にご相談ください

愛媛労働局 職業安定部 職業対策課
〒790-8538 松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎5階
電話：089-941-2940
担当：地方障害者雇用担当官
就労支援コーディネーター

E-Mail：ehime-shougai@mhlw.go.jp

障害者に対する職場実習の受入れに当たって注意頂きたい事項について

労働局では、障害者雇用を一層促進するため、障害者が企業において職場実習を体験することを通じて、障害者本人と企業との相互理解を進めるための事業を実施しております。

職場実習の実施に当たり、以下の注意事項を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

1 障害者の就労支援関係機関への情報提供について

職場実習の実施のご意向のある事業所の情報（事業所名称、所在地、事業の種類、従業員数、実習対象者に従事させる業務、特記事項、実習担当の方の氏名等）を、職場実習の実施を希望する地域の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校、発達障害者支援センター、都道府県・市町村等に提供させていただきます。

2 職場実習受入れの依頼等について

労働局・ハローワークのほか、上記1により提供を受けた関係機関から直接、職場実習の受入れを依頼されることがありますので、あらかじめご了解ください。

なお、労働局・ハローワークから依頼する場合は下記3によることとなりますが、他の関係機関から直接、依頼があった際は当該関係機関と調整をお願いします。

3 職場実習について

(1) 職場実習の対象者

職場実習の対象者は、就職を希望しているものの、企業での就業経験が不足している、又は離職後相当の期間が経過していること等により直ちに雇用へ移行することが困難な障害者であって、労働局・ハローワークが職場実習を実施することが必要と認めた者といたします。

(2) 職場実習担当者の選任

職場実習の実施に当たって、職場実習を受け入れる事業所の従業員の方の中から、職場実習の対象者に係る指導・援助を行う者を実習担当者として選任していただきます。

(3) 職場実習中の実習対象者の管理

職場実習期間中における実習対象者の管理監督は、職場実習の対象者が利用するハローワーク・就労支援機関等が事業所の実習担当者の方と連携、協力して実施することといたします。

(4) 守秘義務

職場実習実施に当たり知り得た秘密を第三者に口外してはならないことといたします。

(5) 損害賠償等

職場実習の対象者が職場実習受入事業所に損害を与えた場合、労働局の指導に重大な過失がない限り、労働局は一切の責任を負わないものといたします。ただし、就労支援機関等又は労働局により、実習期間中の本人の傷害及び第三者に身体障害や財物損害を発生させたことに伴う損害賠償責任を補償する保険に加入します。

(6) 変更及び辞退

労働局へ登録している事業所の情報の変更、職場実習協力の辞退など、変更が生じた場合には、労働局にお申し出てください。